

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年8月4日

芦別市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				新城町	無	R2年度～R6年度	新城四活動組織
○				新城町	無	R2年度～R6年度	新城第5地域保全会
○				野花南町	無	R2年度～R6年度	共栄活動組織
○				野花南町	無	R3年度～R7年度	野花南第三活動組織
	○			新城町、黄金町、豊岡町 常磐町、福住町、旭町 上芦別、野花南町、川岸 青木沢	無	R2年度～R6年度	芦別集落
		○		黄金町、常磐町 旭町、野花南町	無	R2年度～R6年度	芦別市きらきら ぼし生産組合